

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度 第2回 宍粟市子ども・子育て会議	
開 催 日 時	令和元年9月25日（水） 午後1時30分～	
開 催 場 所	市役所北庁舎 401 会議室	
議 長（会 長） 氏 名	新庄 康史	
委 員 氏 名	（出席者）植田朋子、岡田尚樹、赤羽勝己、 小林喜美子、森脇典子、秋田順子、鳥居昭 子、石原あや子、新庄康史、山本千津子、 谷林由美、中川まゆみ	（欠席者） 岡崎広信、八木寛子
事 務 局 名	健康福祉部 世良部長、大谷次長、橋本次長兼社会福祉課課長 健康福祉部社会福祉課 西嶋副課長兼係長、松村主査 健康福祉部保健福祉課 平尾課長、島澤副課長兼室長 教育部 中尾次長兼こども未来課課長 教育部こども未来課 福元副課長	
傍 聴 人 数	無し	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び報告事項） ① 開会 ② 第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について ③ 幼児教育・保育の無償化について ④ 病児・病後児保育事業について ⑤ 今後の計画策定スケジュールについて ⑥ 委員再任について ⑦ 閉会	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	資料1 第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（骨子案） 資料2 幼児教育・保育の無償化について 資料3 病児・病後児保育事業について	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） _____ ㊟	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>1. 開会</p> <p>2. あいさつ 《健康福祉部長あいさつ》</p> <p>本会議の所掌事務は、宍粟市子ども・子育て会議条例第2条第4項により、市長の諮問に応じて、「子ども・子育て支援事業計画の策定または変更に関し意見を述べること」となっている。また、会議の議事録については、ホームページにて公開することを了承願う。</p> <p>本日は全委員14名中12名の出席となり、宍粟市子ども・子育て会議条例第6条第2項による定足数を満たしていることを報告する。</p> <p>なお、傍聴希望者はいない。 これより新庄会長に進行をお願いする。</p>
議長	<p>《会長挨拶》</p> <p>委員の皆様の真摯な議論で、この会の目的が達成できるようにご協力いただきたい。</p> <p>3. 議題 (1) 第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について (別冊：資料1)</p>
事務局	<p>まずは、目次について説明する。本日の会議では第1章～3章について説明と承認を行い、第4章～5章については次の会議で説明と承認を行う予定である。第1章は「計画策定にあたって」、第2章「子ども・子育てを取り巻く現状」、第3章「計画の基本理念」となっている。8月の前回会議にて第1期の主な計画の取り組み状況について説明させていただいたが、そのことについて文章で説明している。詳細は省くが、該当ページにおいて概略を説明する。</p> <p>■第1章 計画策定にあたって P1～P4</p> <p>1. 計画策定の背景と趣旨</p> <p>現在の少子化の進行状況及び宍粟市の状況を説明している。宍粟市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、平成26年度末に「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和元年度に計画期間の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や子どもや子育てを取り巻く現状、第1期計画の進捗状況を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。</p> <p>現在第2期計画は策定途中であるが、令和2年3月発行を想定した説明になっていることを了承願う。</p>

2. 国の主な政策動向

(1) 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化が令和元年 10 月 1 日から開始する。詳細については、報告事項にて説明する。

続いて、(2)「子育て安心プラン」を踏まえた受け皿拡大、(3) 放課後児童クラブの受け皿拡大、(4) 社会的養育に関する抜本的な改正ということで、本計画策定の背景となるプランの策定状況及び社会的な養育状況について掲載している。

3. 計画の法的根拠と位置づけ

子ども・子育て支援法第 61 条において、各市町において「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっており、宍粟市でも宍粟市子ども・子育て支援事業計画を策定する。なお、本計画の策定にあたり、宍粟市総合計画、宍粟市地域創生総合戦略、宍粟市地域福祉計画をはじめとした健康福祉部の個別の計画との整合性を図っている。

4. 計画の期間

第 1 期計画は平成 27 年度から令和元年度まで、第 2 期計画は令和 2 年度から令和 6 年度までが計画期間である。国の指導で計画の期間は 5 年間でとなっており、宍粟市でも 5 年間の計画としている。

5. 計画の策定体制

(1) 宍粟市子ども・子育て会議

宍粟市では子ども・子育て会議条例を定め、当会議の運営方法及び趣旨を定めている。

(2) 子ども・子育てに関するアンケート調査

計画の策定にあたり、アンケートを行うことで市民の意見を聴き、意見を反映することになっている。宍粟市では、平成 30 年 2 月に保護者アンケートを行い、47.6%の回収率であった。

■第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状 P 5～P 32

1. 人口について ～ 4. 教育・保育の状況について P 5～P 15

P 5～P 15 は国勢調査、県の統計、住民基本台帳の人口、及び各所管課が把握しているデータである。このデータは、現在の児童を取り巻く環境について数値をグラフ化して表している。主に、P 11～P 15 が宍粟市内の各世帯の状況を掲載している。P 12 には、核家族の中の世帯状況や、全国と比較したグラフを掲載している。平成 27 年度の宍粟市の核家族の割合は 55.3%、兵庫県では 59.3%、全国では 55.8%である。兵庫県では阪神地区や姫路において核家族が多く、兵庫県全域で都市化が進んでいるので、全国平均より高い数値になっている。また、宍粟市では平成 7 年度は 48.1%であったが、20 年後の平成 27 年度には 55.3%となり、全国レベルとほぼ同値となっており、宍粟市でも核家族化が進んでいることが数値から見て取れる。P 13 の⑤婚姻件数及び離婚件数の推移であるが、子育てをする保護者の環境の変化が数値により分かる。P 14 は

就労に関する状況であり、保護者が就労している状況についてグラフ化している。①女性の労働力率の推移について、平成17年度と比較して平成27年度の25歳～40歳の女性の就労率が上がっていることから、女性が社会進出していることがグラフから見て取れる。②女性の労働力率の比較について、宍粟市は全国と比べて高いことが分かる。女性の社会進出だけでなく、家庭の状況により女性も働かなければならないという状況も見て取れる。

5. ニーズ調査結果の概要 P16～P22

P16～P22は、市民のアンケート結果である。P18の「⑤子育てや教育について、相談相手や相談できる人や場所の有無」について、「いる/ある」の割合が5年前より若干減少しており、特に就学前児童は10%下がっている。「⑥気軽に相談できる先」は、「家庭」や「友人・知人」が多く、就学前児童においては特に「保育士」が多くなっている。

6. 第1期計画の主な取り組み状況 P23～P30

(1) 「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の基盤づくり」の取り組み状況

P23～P28は、第1期の数値目標及び実績値である。実績値及びその背景については前回会議にて説明させていただき、背景について文章整理したものを各表の下部に掲載している。前回会議と同様のことなので、詳細はこの後の報告では説明しないが、この背景がある中で第2期計画を策定するということ把握するために掲載している。

(2) 「健やかな子どもをはぐくむ環境づくり」の取り組み状況

P29～P30には、数値目標ではなく、第1期計画において取り組むべき事項を掲載している。①保幼小連携・小中一貫教育の推進、②就学前教育・保育の環境整備、③放課後子ども総合プランの推進、④特別な配慮が必要な子どもへの支援であり、事業として計画し、取り組みの内容について掲載している。

7. 子ども・子育てを取り巻く現状と課題 P31～P32

各取り組みの現状と課題をまとめている。文言等は必要であれば、意見をいただきたい。(1) 質の高い就学前教育・保育への対応については、第1期計画にて保育所・幼稚園といった受け皿の確保が上がっているため、第一の現状と課題としている。(2) 妊娠・出産期から切れ目のない保育ニーズへの対応については、妊娠出産期から子どもが保育所・幼稚園に通うまでの間、親が保護者として子どもを安心して教育していけるように支援することとする。(3) 家庭保育の支援や地域での支え合いへの対応については、1期計画の数値目標としてそれぞれの子どもを支援する状況について実績等で報告したが、それをまとめたうえで数値の振り返り等を行う。

■第3章 計画の基本理念 P33～P35

1. 計画の基本理念

「つながり はぐくみ 子どもが輝くまち」といった基本理念は第1期計画と同じものである。1期計画の延伸上に2期計画があるため、同じ基本理念として掲げたい。

	<p>2. 施策体系</p> <p>基本理念の体系について説明する。理念の中のそれぞれの基本的な視点として、「子どもの育ちの視点」「親としての育ちの視点」「地域での支え合いの視点」「支援を要する子どもへの視点」「ワーク・ライフ・バランスの視点」といった視点を持ちながら計画を立てるとというのが国の方針である。基本目標について、次期計画においては①子どもの成長を支える基盤づくり、②安心して子どもを産み育てる環境づくり、③子育て環境をみんなで支える体制づくり、④健やかな子どもをはぐくむ環境づくり、といった4つを掲げている。基本目標①～③については数値目標を掲げるが、基本目標④については数値目標を掲げず、2期計画全体に内包しながら全体で定めとしていくものである。また、個別施策の①～④については、次回の会議にて数値目標やその背景について提案させていただく予定である。</p> <p>以上、第1章～第3章について本日は審議及び承認いただき、第4章以降については次回会議にて審議及び承認いただきたい。</p>
議長	議題（1）について、質問等があればお願いしたい。
委員	第2期計画においても1期と同様に計画値を出すということだが、P27の一時預かり事業のその他預かりについて、計画値と実績値との差が大きい。平成30年度でいうと、計画値1,901人に対して実績値が903人である。5年間の計画値を立てる際に、総児童数や幼稚園・保育所・こども園に在籍する児童数等を照らし合わせたり、今までの実績値を振り返ったりしながら、計画値の出し方を検討したほうが良いのではないか。
事務局	第1期計画の計画値については、平成26年度に実施した就学前児童全世帯へのアンケートにおける一時預かりの利用希望数を反映している。ただ、先ほど意見があったように計画値との差が大きいため、平成30年度の中間見直しで計画値を4,607人から1,901人に下方修正を行った。2期計画においても、就学前児童全世帯にアンケートを行っており、その利用意向を基に今後5年間の目標値を設定する予定であるが、前回のようにアンケートに出た数字をそのまま計画値に反映するのではなく、アンケートの数字を計画の目標値に組み替える予定である。
委員	P27の病児・病後児保育事業について、令和元年度の計画値が996人となっているが、この数字は幼稚園・保育所・こども園に通う児童数を足したものなのか。
事務局	令和元年度の996人という計画値は、保護者アンケートの結果を基に平成26年度会議において児童の推移を考えながら、今後の希望数の推移を検討した結果の数値である。平成31年4月に開設した場合、996人の利用が確保できると

議長	<p>いう見込みで計画値を設定した。</p> <p>計画値が減ってきているのは、児童数の減少を見込んでのものか。令和元年度の実績数0人になるかは不明なのか。</p>
事務局	<p>児童数の減少を見込んでのものである。実績数は開設してみないと分からない。</p>
委員	<p>P 29 の②就学前教育・保育の環境整備について、今後認可保育所はこども園に移行していくのか。こども園への移行はどういった体系で進められているのか。</p>
事務局	<p>平成 18 年度に国の法律が施行され、幼稚園と保育所しかなかったところに、両方の良いところを合わせたこども園ができた。宍粟市では、ちょうど合併により市発足の時期であり、この法律ができたのを機会に、少子化で児童数が減っていく中で幼児教育・保育の施設を如何に維持・管理していくかが話し合われた。その中で幼稚園は幼稚園として運営する、保育所は保育所として運営していくのではないという話になった。課題として、ハード面では施設の老朽化の際に幼稚園は幼稚園で建て替えるのかということや、幼稚園は給食が提供されず全ての園で預かりがある訳でもないのどうすれば利用しやすい園になるのかといったことが挙げられた。さらに、幼稚園と保育所の数が多く、少子化で定員割れするような園児数が少ない幼稚園が多くなってくることが予想された。そういった中で、今後園を整備していく際には幼稚園と保育所を統合してこども園を受け皿として整備していくこととなり、平成 21 年度宍粟市幼保一元化推進計画が策定され、その計画に基づいて順次こども園の整備が進んでいる。最初の整備がちくさ杉の子こども園であり、令和元年度は戸原こども園と一宮北こども園、令和 2 年度には、はりま一宮こども園が開設される。民間ではみのり保育所がこども園に移行し、幼稚園児の受け入れを開始している。宍粟市全体としては、今後も幼稚園と保育所は別々ではなく、園舎の新設等と併せてこども園の推進を図っていく。</p>
議長	<p>市の方向性としてはこども園を推進するが、民間が独自の方向性として保育所を残していくこともできるのか。</p>
事務局	<p>私立には園のそれぞれの運営理念があるので、そこに行政が強制的にこども園でないと認めないということはない。新たに園舎を建てる相談があった際には、市としてはこども園を推奨する。</p>
委員	<p>P 29 の保幼小の連携について質問する。市の保育所に通っている児童の中で幼稚園入園の年齢になった児童を、幼稚園に行かせるか保育所に行かせるかで悩まれている保護者がいる。相談に行った際に母親が在宅であれば保育所のままでなくこども園に行った方が良いのではないかと助言されたとのことであ</p>

事務局	<p>った。親としては児童の慣れた場所の方が良いのではないかという考えもある。そういった際に保護者にどういった考えで話す方が良いのか。</p> <p>保育所に通うには、両親が就労していることが要件となるので、在宅の保護者の場合は保育所に預けたくても預けられないといったことになる。就労していない場合は、幼稚園の利用ということになる。ただし、事情により1日の保育が必要な場合には、こども園に在籍して、延長保育を利用していただくといった方法があるのでこども園を勧めることになる。</p> <p>P29の保幼小の連携というのは、公私問わず市内の全ての幼稚園・保育所で、年齢が達すれば原則校区内の小学校に全員入学することになるので、宍粟市では、学校園所パートナーシップ事業として、公私問わず市内の幼稚園・保育所・こども園は全て切れ目のない接続ということで、児童の状況を小学校に確実に繋ぐことに取り組んでいる。保護者が幼稚園・保育所・こども園のどこに入園所されても変わりなく連携できる環境を作っていきたい。</p>
委員	<p>幼稚園は、受け入れ側としても、場所が変わっても安心して通えるようにしていきたい。</p>
委員	<p>保護者は、不安ばかりが先立ってしまうので、安心感を持ってもらえるような場所があれば良いと考える。</p>
委員	<p>保育所利用の決まりの中、入所していただいております、保育所から幼稚園への移行については、決まり等も一定理解してもらう必要もある。保護者不安がなくなるように幼稚園やこども園にもっと見学に来てもらったら良いと考えており、引き続き見学や、次に行ける環境を設け、慣れてもらえるように努めていきたいと考える。</p>
委員	<p>それもひとつの支援だと考える。</p>
事務局	<p>助言や相談に乗れる体制は作っているのですが、保育士やこども未来課に気軽に相談していただきたい。</p>
議長	<p>他に質問等あればお願いしたい。</p> <p>質問等なければ、第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）P1～P35について、承認ということによろしいか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なし〉</p> <p>以上で、議題は全て終了する</p>

事務局	<p>4. 報告事項</p> <p>(1) 幼児教育・保育の無償化について(資料2) P 2～3</p> <p>無償化は三つの事業に分かれる。</p> <p>一つ目は、子どものための教育保育給付事業であり、幼稚園・保育園・こども園に通う3～5歳児の保育料の内、児童の給食費等を除く部分が無償化になる。</p> <p>二つ目は、子育てのための施設等利用給付事業というものを新しく開始する。幼稚園やこども園の預かり保育、保育所やこども園の一時預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、認可外保育施設の保育料が無償化の対象となる。ただし、条件として「保育の必要性の認定」を受ける必要がある。P 3に保育の必要性の認定事由について掲載しているが、この事由は保育所・こども園に入る際と同じ基準を設定している。例えば認定事由の「就労」には、月48時間以上の就労が必要であり、両親共就労している家庭がこの認定事由に当てはまる。宍粟市では、9月17日から手続きに必要な申請書等を配布しており、申請漏れのないように保護者への周知に努めている。該当事業の利用者は担当課で把握しているので、混乱なく円滑に進められると思われる。ただ、市外の認可外保育所を利用する児童は市と関わりがないので、そういった児童がいるかどうかさえ全く把握できないため、本人から手続きをしていただくしか方法がない。そのため、申請漏れのないような周知を心がけていく。さらに、無償化となる額の上限があり、3～5歳児は月37,000円、市民税非課税世帯の0～2歳児は月42,000円で定められている。これまで通りサービスを利用していただき、領収書を市役所担当窓口を持参して償還払いの手続きをすることで無償化される。</p> <p>三つ目は、就学前の障害児の発達支援事業である。この事業については、利用施設で呈示する受給者証に無償化対象児童と表記されており、市窓口で特に手続きしなくても10月1日以降の利用料が無償化される。</p> <p>この無償化は全国一律で実施されているが、この無償化を機に宍粟市独自の子育て支援として保育所・こども園で提供される給食費の一部助成を開始する。国の定めた給食費の副食費として、2号認定児童で月4,500円、1号認定児童で1食225円の給食費が保護者負担の基準額に定められている。宍粟市では子育て世帯の負担を少しでも軽くし、子育てを応援するといった観点から、給食費の約半額を助成する事業を開始する。具体的には2号認定児童は副食費4,500円と主食費500円の計5,000円の内、2,500円を市が助成する。その結果保護者負担は半額の2,500円となる。</p> <p>また、給食費の免除について、年収360万円未満の世帯及び第3子以降の給食費が無償化される。国の基準ではこの第3子以降の第3子の定義が就学前の児童が3人いる世帯を対象に3人目の給食費を無償化することになっているが、宍粟市ではすでに学校給食の第3子以降無償化を実施していることもあり、第3子の定義を独自に18歳未満にすることとした。</p>
議長	報告事項(1)について、質問等があればお願いしたい。
委員	波賀幼稚園でも預かり保育が始まるのか。

事務局	<p>波賀幼稚園では預かり保育を行っておらず、みどり保育所で預かり保育利用できるように整備している。</p>
委員	<p>市内では波賀幼稚園だけ預かり保育を実施していないのか。</p>
事務局	<p>山崎町内では山崎幼稚園・河東幼稚園以外では預かり保育は実施していない。</p>
議長	<p>他に質問等あればお願いしたい。 質問等なければ、(2) 病児・病後児保育事業について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(2) 病児・病後児保育事業について (資料3) P 4～5 当チラシは作成中であり、案段階であることを了承願う。 病児・病後児保育とは、病気などで、児童が保育所等での集団生活が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的にお預かりする制度である。対象児童は、①保護者が宍粟市に居住または勤務している児童、または保護者がたつの市、佐用町、上郡町に居住している児童、②概ね生後6か月以上の乳児・幼児または小学校に就学している児童、③症状が安定しており当面症状の急変は認められないが、病気や怪我で集団保育が困難な児童、④保護者の就労、疾病、その他の事由により、家庭において保育が困難な児童、以上4点全てに該当する児童である。対象疾患は、子どもが日常にかかると病気が(風邪、下痢等)、感染症(インフルエンザ、水ぼうそう等)、慢性疾患(ぜん息等)、外傷性疾患(骨折、ケガ等)である。実施場所は、宍粟市山崎町鹿沢91番地20であり、次ページの地図の通りである。建物は2階建てであるが使用するのは1階部分のみで、全3部屋中2部屋が病室、1部屋が事務室となる。看護師1名と保育士1名で保育をする予定である。利用定員は1日3名であり、症例によって3名を受け入れられない場合がある。この3名の定員は保育士1名で保育できる基準が3名のためである。利用日数は1疾病につき7日まで、利用時間は平日午前8時から午後6時である。利用料は1日あたり1,000円であるが、条件により幼児教育・保育の無償化の対象となる。医療費等の実費分は保護者負担となる。 利用の方法は①～⑥まであり、①～⑤については利用前日まで、⑥は利用日に行っていただく。この制度は事前登録が必要であり、①の利用登録が必要である。②の仮予約とあるが、定員3名であるので先着順である。④本予約については、医師の診察の結果預ける状態でないとなった場合に次の空き待ちの方に譲っていただくことが考えられるためである。 予約時間は保育室の開設時間である午前8時から午後6時となっているが、現在委託業者と調整中である。ただし、看護師の確保のことがあるので、仮予約は午後6時まで、本予約は午後7時までとならないか、また、①利用登録と⑤利用申請を同時にできないか、委託業者と交渉中である。 現在改修が終了し、備品搬入の段階である。周知方法として、対象年齢が生後6か月から小学校就学児までになっているため、保育所・幼稚園・こども園・</p>

	小学校に周知する予定である。
議長	質問等あればお願いしたい。
委員	事前予約が必要ということは、発症1日目はできるだけ自宅で看病し、次の日からは病児保育施設を利用というイメージでよいか。
事務局	一番心配な時は自宅で看病し、次の日以降どうしても仕事を休めない際に利用してほしい。
委員	運営は民間委託か。
事務局	民間委託である。宍粟総合病院の院内保育を委託されている業者に依頼する予定である。院内保育の保育士とシフトを回しながら運営していく。看護師に関しても、業者に登録・雇用していただく。
委員	幼稚園・保育所・こども園で全員登録するようにするのか。
事務局	事業としては、滞りなく利用できるように登録を推奨したいが、登録には母子健康手帳の提出が必要なので、登録書の預かりまでは難しいと考える。そのため、保護者への周知・推奨をお願いしたい。
委員	利用料金は時間関係なく1,000円か。
事務局	時間関係なく、1回の利用で1,000円である。 加えて、利用時には医師に連絡票を記入していただくが、この連絡票も個人負担で有償である。ただ、この料金は利用料の1,000円より低額となるように医師会と調整中である。事業開始にあたって、連携医療機関も宍粟総合病院で調整中であり、急変があれば総合病院へ連れていくことで了解を得ている。
委員	宍粟総合病院と連携していること・院内保育委託業者が保育すること等、チラシに記入した方が良いのではないか。その方が保護者も安心ではないか。
事務局	総合病院と今後調整させていただく。
事務局	本当は家庭で子どもを看たいが、仕事等をどうしても休めない時のためにこの事業がある。病児・病後児といった子どもの状態が不安定な状態の時なので、病児保育室で預かったが体調を崩して病院に行く必要がある場合も想定される。そういった場合には基本は保護者に迎えに来てもらうのが原則である。体調を崩した際には自動的に保育室の職員が病院に連れていくというものでは

	<p>ない。保護者に迎えに来ていただき、かかりつけ医につれていくのが原則である。ただ、急いで病院に連れていく必要がある場合は、近隣の宍粟総合病院へ連れていき、看ていただくということで総合病院に依頼している。病児保育室専用で医師が必ず待機している訳ではないが、可能な限り対応するとのことである。子どもの病状により救急車等で搬送することを想定しながら施設運営し、委託業者にもそういった指導をしていきたい。総合病院が子どもを 100% 看護しているとか、病児保育室に預ければ必ず状態が良くなって帰ってくるといふ訳ではない。この施設は病院ではなく、保護者が安心して就労等に從事できるように一時的に預かる施設であり、子どもは早めに迎えに来ていただいて家庭で温かく看護していただきたいというのが施設運営者としての望みである。宍粟総合病院の名前を載せることについては、総合病院と調整していく。</p>
委員	<p>基本は家庭で看護するというのがあるので、この事業を進めると同時に職場で休暇を取りやすい環境の推進も同時進行していくことも大切だと考える。</p>
事務局	<p>保護者の中には会社の経営者や管理職の方もおられるので、この事業を進めながら子どもの養育や看護の重要性についても説明させていただきたい。</p>
委員	<p>概ね6か月以上の児童のところが気になる。この事業を進めていくにあたって、できるだけ家庭での看護が基本であるとして説明する必要がある。</p>
事務局	<p>了承した。</p>
事務局	<p>(3) 今後の計画策定スケジュールについて 今後の予定では、10月下旬に第2期各年度計画値の兵庫県への報告があると見込まれ、その結果により11月13日(水)に第3回宍粟市子ども・子育て会議を開催予定である。</p>
事務局	<p>(4) 委員再任について 現在の各委員の任期が令和元年11月10日までとなっていたが、各委員は職場または出身所属から代表として出席いただいております。代表者として引き続き11月11日以降も委員に就任していただくようにこの場で依頼する。委員については、11月13日の会議にて11月11日以降の委嘱状を交付させていただきたい。各自の立場のことや、多忙であると思われるが、引き続きの委員就任についてこの場でご依頼させていただき、事前の了承をいただきたい。また、この会議には公募による委員も募ることになっており、現在中川委員に就任いただいている。引き続き公募委員として就任していただきたいが、公募委員については再び公募のうえ就任していただきたいと考える。 委員の皆様には引き続きの支援をお願いしたい。</p>

議長	<p>このことについて、異議はあるか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なし》</p>
議長	<p>以上で本日の議題と報告事項を終了する</p>
委員	<p>6. 閉会 《副会長挨拶》</p>

* 発言者の表記は、「〇〇議長」、「〇〇委員」、「事務局」とする。